



鳥取県公報

令和7年5月28日（水）
号外第58号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示 建築基準法による特定工程等の指定（358）（住宅政策課）・・・・・・・・・・ 2

告 示

鳥取県告示第358号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、令和7年6月28日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知がされた建築物について適用する。

令和7年5月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 中間検査を行う区域
鳥取県全域（法第4条第2項の規定により建築主事を置く市の区域を除く。）
- 2 中間検査を行う期間
令和7年6月28日から令和10年6月19日まで
- 3 中間検査を行う建築物
法第27条第1項第1号から第3号までに掲げる特殊建築物
- 4 指定する特定工程
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第11条に規定する工程
- 5 指定する特定工程後の工程
政令第12条に規定する工程
- 6 適用除外の建築物
 - （1） 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
 - （2） 法第85条の規定の適用を受ける建築物